

生産緑地所有者様へ

生産緑地の管理について

- 生産緑地は、農地等としての適正な管理が義務付けられています。
- 生産緑地地区内における建築物の建築その他の行為は、一部を除き原則制限されています。

生産緑地法（抄）

第7条（生産緑地の管理）

生産緑地について使用又は収益をする権利を有する者は、当該生産緑地を農地等として管理しなければならない。

第8条（生産緑地地区内における行為の制限）

生産緑地地区内においては、次に掲げる行為は、市町村長の許可を受けなければ、してはならない。

- 一 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- 二 宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更
- 三 水面の埋立て又は干拓

第19条

次の各号の一に該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- 一 第8条第1項の規定に違反した者

その他の各種法令についても、遵守してください。

ご不明な点がございましたら、ご相談ください。

◇ 生産緑地の管理については……

大和市役所 農業応援課（☎046-260-5132）

◇ 生産緑地地区の都市計画決定（変更）、

特定生産緑地の指定については……

大和市役所 まちづくり計画課（☎046-260-5443）